

# 札幌企業 SDGs 推進事業に係るロゴマーク制作業務 仕様書(案)

## 1 業務名

札幌企業SDGs推進事業に係るロゴマーク制作業務

## 2 事業目的

札幌市では、平成30年6月にSDGs未来都市に選定されており、また、札幌市のまちづくりの最上位計画である「第2次まちづくり戦略ビジョン ビジョン編」においては、SDGsの視点を踏まえて、持続可能なまちづくりを進めていくとともに、都市としての価値を創造し、高めていくことが必要としている。

こうした動きを踏まえ、札幌市では、企業活動を通じてSDGs達成のために取り組む市内企業を見える化するため、令和5年度においては、企業自身が自社の取組を自己評価により一定の要件を満たす場合に市がお墨付きを与える「札幌SDGs企業登録制度」(以下「登録制度」という。)を構築することを予定しているところ。

これにあわせて、市内企業におけるSDGs推進のシンボルとなるロゴマークの制作を行うことを目的とする。

## 3 事業内容

### (1) ロゴマークの制作

登録制度の認定を受けた企業であることを示すロゴマークに加え、登録制度の上位にあたる認証制度に係るロゴマークの合計2種類制作すること。なお、制作にあたっては以下の観点を踏まえること。

- ・ SDGs がイメージできるデザインであること。
- ・ 札幌市の特徴が表現されたデザインであること。
- ・ 企業が活用しやすい洗練されたデザインであること。
- ・ SDGs 登録企業が名刺等で活用することも想定されるため、名刺に掲載した場合でも認識できるデザインであること。
- ・ デザインはオリジナルの未発表作品とし、第三者の著作権や商標、その他の権利を一切侵害しないものであること。

### ア 成果物

- ・ 刷り色：4色カラー
- ・ ファイル形式：Adobe illustrator ファイル及びJPG ファイル

### (2) ガイドラインの作成

上記(1)のロゴマーク使用時における以下の項目に係るレギュレーション

ンを定めたガイドラインを作成すること。

- ・ ロゴマークに係るコンセプトの説明
- ・ 4色印刷・モノクロ印刷・WEB の場合の色指定
- ・ 余白の指定
- ・ 最小使用サイズの指定
- ・ 禁止事項の例示

ア 成果物

- ・ 判型：A4 判
- ・ 刷り色：4色カラー
- ・ ページ数：内容に応じて対応すること
- ・ ファイル形式：Word 版

(3) 先行商標調査

上記(1)で制作したデザインが商標登録されていないか調査を行い、報告書を提出すること。

ア 成果物

- ・ 判型：A4 判
- ・ 刷り色：モノクロ
- ・ ページ数：内容に応じて対応すること
- ・ ファイル形式：Word 版

(4) 商標登録

委託者との協議を経て完成したロゴマークについて、特許庁に対し、1区分以上に出願し商標登録を行うこと。なお、第41類への登録は必須とする。登録期間は10年間とし、出願及び登録に要する費用については、受託者が負担するものとする。

(5) 成果物の提出

上記(1)～(4)で制作した成果物については、CD-R等電子媒体で納品すること。加えて、(2)及び(3)の成果物については、製本したものを1部提出すること。

#### 4 知的財産権等

- (1) 受託者は本業務の成果に係る著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第23条(公衆送信権等)、第26条の2(譲渡権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原作者の権利)に定められている権利を成果物の納入、検査合格後直ちに委託者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、本業務の成果の著作権者人格権を行使しないものとする。

- (3) 受託者は委託者に対し、本業務で制作したものが第三者の著作物、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 成果物に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、札幌市に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。
- (5) 受託者は、委託者が成果物の商標・意匠の出願・登録をすることを認めること。

## 5 その他

- (1) 制作にあたっては本市の「広報に関する色のガイドライン改訂版」に則ること。
- (2) 本契約の履行にあたっては、委託者と受託者の連絡を密にして作業を進め、疑義が生じた場合は、委託者、受託者双方が協議してこれを処理すること。
- (3) 本契約の履行に係る打ち合わせ、資料その他については、外部に漏洩がないように注意すること。また委託者が提出する資料を第三者に提供したり、目的外に使用したりしないこと。
- (4) 委託業務の実施にあたっては環境に配慮し、紙資源やエネルギーの節約、リサイクルの推進等に努めること。

## 6 履行期間

契約締結日から令和6年（2024年）3月29日（金）

## 7 事業規模

1,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）を上限とする。

※ 上記の金額は事業規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

## 8 委託者担当部局

〒060-0811 札幌市中央区北1条西2丁目（市役所本庁舎15階北）

札幌市経済観光局産業振興部経済企画課 吉田、亀苔（かめのり）

電話：011-211-2352 FAX：011-218-5130